

オ. 粗大ごみ収集事業

<事業概要>

事業概要	市における各家庭から出される粗大ごみを個別収集し、処理工場への運搬を行う。粗大ごみ収集及び引っ越しごみ認定業務が予算の大半を占めるがこれらは委託している。 粗大ごみの処理に際しては市民から処理手数料を徴収するが、①納付券を指定袋取扱店（スーパー、コンビニエンスストア、小売店等）で購入する、②キャッシュレス決済を行う（令和4年2月28日より開始）、といった方法で行われている。
予算	令和3年度当初予算 294,736千円

※出所：市提供資料

①（意見）粗大ごみの処理手数料について

【現状】

市の粗大ごみ1個あたりの処理手数料は、300円、500円、700円及び1,000円の4種類となっている。処理手数料は、市の「粗大ごみの一般収集におけるごみ処理手数料」（平成15年07月01日告示第301号）において各品目の単位あたりの手数料が定められている。

ただし、当初の制定が平成15年であり、また、当該手数料の定めに関する改正は平成21年3月13日が最後となっていることから、消費税増税や物価の変動を十分に加味した処理手数料となっているとは考えられない。

また、品目についても「あんま器」「カセットデッキ」「ビデオデッキ」「犬小屋」「琴」「滑り台」といった、現在では流通量が少ないものや汎用性が低いものが残っており、整理がされていない。

【意見】

わが国における消費税率は、平成26年3月31日までは5%、令和元年9月30日までは8%であり、現時点では10%となっている。粗大ごみの処理手数料は、粗大ごみの収集・運搬・処理に関する費用の一部を受益者である市民が負担するものであるが、かかる経費についても消費税増税や物価の変動があることを考えると、手数料に変動がない場合には市の経済的負担が膨らむと考えられる。

また、品目についても旧来のままであると、現状において判断がつきにくく処理手数料の判別が煩雑となり、認識相違によって手数料に過不足が生じる可能性もある。

他自治体における品目の整理方法や処理手数料の金額設定について調査を行ったうえで、これらについて検討を行うことが望ましい。

カ. 地域環境活動等支援事業

<事業概要>

事業概要	地域住民が自主的、率先的に行うごみステーション維持管理活動やまち美化活動を支援することで、美しいまちづくりを促進する。
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 需用費 <ul style="list-style-type: none"> ○ステーション改善（側溝蓋用） 153 千円 ○ごみステーション用ネットの購入 807 千円 ➤ 委託料 <ul style="list-style-type: none"> ○美化活動支援管理委託（北九州市環境衛生総連合会） 8,044 千円 ➤ 補助交付金 <ul style="list-style-type: none"> ○地域環境活動等支援補助金（北九州市環境衛生総連合会） 103,500 千円 ○ごみステーション管理補助金（自治体等） 1,082 千円 ○ごみステーション集積容器等設置補助金（自治体等） 926 千円
北九州市環境衛生総連合会について	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 沿革 <ul style="list-style-type: none"> S38.10.6 北九州市五区（門司区、小倉区、若松区、八幡区、戸畑区）の衛生組織で北九州市環境衛生総連合会（任意団体）を結成 S43.1.30 社団法人北九州市環境衛生総連合会設立総会開催（法人組織） S43.3.29 社団法人認可（組織の内容を充実し、団体を強化して組織的な環境衛生の整備改善、清掃、公害あるいは、公衆衛生の民間活動を北九州市が S38 月 2 月 10 日門司市、小倉市、若松市、八幡市、戸畑市の五市合併で発足したことに伴い、積極的に取り入れ、健康で文化的で郷土建設に寄与するため、従来の北九州市環境衛生総連合会を発展的に改組し、社団法人北九州市環境衛生総連合会を設立した。） S49.4.1 分区により小倉区が小倉北区、小倉南区になる。八幡区が八幡東区、八幡西区になる。計 7 区衛生協会（総）連合会 H2.6.22 事務局が小倉北区井堀二丁目 1-7 北九州市保健局防疫所から小倉北区内 1-1 環境局内に移管 H23.6.29 公益法人制度改革に伴い、北九州市環境衛生総連合会（任意団体）を設立 ➤ 設立の経緯 <ul style="list-style-type: none"> 旧五市の各衛生協会連合会は各区の衛生協会連合会に改組され、北九州市環境衛生総連合会に大同団結した。 ➤ 任意団体移行の経緯 <ul style="list-style-type: none"> 公益法人改革に伴い、当会は、各区衛生協会（総）連合会を母体とするものであり、その目的に合った活動や財政的な関係においては、北九州

市と密接な連携が確保できれば、社団法人である必然性はない等の理由により、任意団体へ移行した。

➤ 役員

会長 山下 洋介 副会長 畠中 聡之 他理事 21 名 監事 2 名

➤ 組織図



※出所：市提供資料から一部抜粋

① (意見) 北九州市環境衛生総連合会への補助金について

【現状】

北九州市環境衛生総連合会に対する補助金は平成 18 年から開始されているが、当該補助金金額自体は当初より、原則各区における自治会加入世帯数に基づき総配分額を決定しており、補助金総額 103,500 千円については現在に至るまで変更はない。

<各連合会への配分額>

連合会名	金額
門司区環境衛生協会連合会	13,000 千円
小倉北区環境衛生協会連合会	19,900 千円
小倉南区環境衛生協会連合会	18,200 千円
若松区環境衛生協会連合会	9,400 千円
八幡東区環境衛生協会連合会	9,700 千円
八幡西区環境衛生協会総連合会	22,500 千円
戸畑区環境衛生協会連合会	7,300 千円
北九州市環境衛生総連合会(※)	3,500 千円
合計	103,500 千円

(※)北九州市環境衛生総連合会による雑がみ回収袋の購入予定額

当該補助金の主な目的は、市内の地域住民がごみステーション維持管理を自主的かつ率先的に行う活動や、まち美化活動に必要な物品購入を支援することであるため、その用途は以下のように多岐にわたる。

活動の種類		内容	補助金の用途
A ごみステーションの維持管理活動	美化活動	1	清掃用具、用具入れ、消毒剤の購入費用
		2	除草用具、機材、側溝の蓋、被服等の購入費用
		3	活動に必要な道具類、「環境」に関する啓発用品の購入費用
	ステーション周辺の維持管理活動	4	活動に必要な道具類、「環境」に関する啓発用品の購入費用
		5 6	看板、幟、補修工具、防鳥ネット、折りたたみ式集積ボックス、集積容器、被服他の購入費用
	防鳥ネットや折りたたみ式集積ボックス、プラ飛散防止用ネットの管理	7	看板、幟、補修工具、防鳥ネット、折りたたみ式集積ボックス、集積容器、被服他の購入費用
		8	活動に必要な道具類、「環境」に関する啓発用品の購入費用
	B ごみ出し、分別に関する指導、啓発活動	指導、啓発活動	9 10
11			活動に必要な道具類、「環境」に関する啓発用品の購入費用
12			活動に必要な道具類、「環境」に関する啓発用品の購入費用
C 面的なまち美化活動	事前の準備、啓発活動	13	清掃用具、清掃用具入れ、除草、剪定用具、機材、花植用具、プランター、花植、花壇用具入れ、放流用稚魚の購入、草刈業者への委託料
		14 15	健康管理、衛星用品、被服他、文具、チラシ、看板、幟、掲示板、掲示幕、参加記念品の購入費用
	実践活動	16	参加費用（入場料等）および交通費
		17	活動に必要な道具類、「環境」に関する啓発用品の購入費用

活動の種類		内容	補助金の使途
D 不法投棄防止活動	監視、撤去、広報活動	18	被服他、パトロール用品、設置物、撤去費用、チラシ、ポスター、看板、幟、掲示板、掲示幕の購入費用
		19	
		20	
		21	「看板、掲示幕」等の作成費用、活動に必要な用具購入、活動実施費用
E 循環型社会づくり活動		22	活動用具、啓発品、チラシ、ポスター、被服他の購入費用
		23	
		24	「3R」に基づく活動実施費用
F 脱炭素社会づくり活動		25	啓発品、チラシ、ポスター、ステッカー、被服他の購入費用
		26	
		27	「脱炭素社会づくり」へつながる活動実施費用
G その他、複合的要素のある活動		28	「環境」に関するアンケートの作成、集計に係る活動実施費用
		29	会場使用料、講師費用（謝礼、旅費含む）、啓発用品購入、活動実施費用
		30	参加費（入場料等）および交通費
		31	バス代、活動実施（環境関連施設入場料のみ）費用
		32	「環境」に関するテーマで生じた物品等の購入、活動実施費用
		33	環境行事にかかる物品（啓発品含む）等の購入、開催費用
		34	活動に必要な道具類、「環境」に関する啓発用品の購入費用
		35	「環境教育」に必要となる物品等の購入、活動実施費用
		36	配付物、表示物の作成費用（印刷代、写真代、デザイン代等）
		37	活動実施費用（ポイ捨て調査、勉強会等）

※出所：市提供資料から一部抜粋

当該補助金に関して当初申請時からの使途に変更があった場合、各区における環境衛生連合会にて変更届が提出されることとなっている。特に令和3年度においても新型コロナ

ウイルス感染症の拡大に伴い、予定していた行事の中止等が発生しているため、ハンドソープ等の衛生用品の購入やチラシの作成等の用途に変更されている。当該用途の変更自体は上記の活動一覧表の範囲内であるが、必ずしも状況に応じた物品の購入とはなっておらず、予算消化のように見受けられる。

【意見】

市の人口については、昭和54年に1,068,415人とピークを迎えたものの、その後は一貫して減少し、平成17年には100万人を下回り、さらに近年では、毎年5,000人以上の人口減少が続いている。そのような状況において、実質的に、自治会をはじめとする市の地域住民に対する補助金の意味合いとしての北九州市環境衛生総連合会への補助金総額及び各区への配分額が平成18年度から変更されていないとの状況については疑問を感じざるを得ない。

この点、市の回答としては、平成10年からのごみ袋有料化に伴い自治会からの退会等の事象が相次いだため、自治会離れを防ぐ目的で、自治会から会員へ資源化用ごみ袋の無償配布をしたいとの要望があり、補助金の用途の一つに資源化用ごみ袋の購入を認め、ごみステーションの環境保全の為、自治会との調整を図った経緯があった為とのことである。

しかし、一般ごみあるいは資源ごみというような、いわゆる分別ごみの考え方も平成10年以降、市民にはある程度浸透されている中で、当該補助金総額及び内容の用途については再考する時期にあるのではないかと考えられる。

市内の地域住民がごみステーション維持管理を自主的かつ率先的に行う活動やまち美化活動に必要な物品購入を支援するという本来の目的からすれば、固定額の補助金の交付ではなく、現物支給といった方法により、補助金自体の支給を一部抑制し、本来必要と考えられる活動・事業に対して予算を配分できるように働きかけるべきではないかと考えられる。

特に、各連合会においては、市からの補助金をもとに市販の資源化用ごみ袋を売価ベースで購入している事例が散見されるが、「(10) 循環社会推進部 業務課ア. ごみ収集指定袋制実施事業」及び「(13) 環境センター ア. 事務所等維持管理事業 ③(意見) 資源化ボランティア袋について」に記載のとおり、市の予備品等を配付することにより、補助金の削減を図ることが可能になると考えられる。

これらの観点から、北九州市環境衛生総連合会への補助金については、金額の妥当性や配分方法等を見直すことが望まれる。

(11) 循環社会推進部 施設課

ア. 工場等維持管理事業

<事業概要>

事業概要	工場等の光熱水費、管理委託費、清掃委託費、上下水道局との便益供与負担金等の維持管理経費
予算	令和3年度当初予算 1,418,995千円

※出所：市提供資料

① (結果) 設計単価の積算方法について

【現状】

施設課において、「工場薬品等選定納入に係る業務委託」の契約締結を行っている。

仕様書によれば、この委託業務の主な内容は以下のとおりである。

- 排出物（排気ガス、排水、飛灰等）に含まれる規制物質を法規制値及び市が示す目標値以下にするために必要な薬品の選定、納入
- 焼却炉・ボイラの安定運転に必要と思われる薬品の選定及び納入
- 冷却塔水におけるレジオネラ属菌の抑制
- 選定納入した薬品が規定する仕様を満足しているか確認のために必要な分析と評価

一方で、市と受注者間においては、焼却量1tあたりの単価契約を行っている。特命随意契約にあたり、市は設計単価を以下のように積算している。

設計単価 (円/t)		¥ ×××		
薬品名	予定使用量	単位	設定単価	設計金額 (円)
石灰石	5,092,000	Kg	〇〇	×××
高反応消石灰	982,000	Kg	〇〇	×××
重金属安定剤	317,300	Kg	〇〇	×××
アンモニア水	387,100	Kg	〇〇	×××
～ (略) ～				
合計金額				×××

(補足) 「各薬品における予定使用量×単価」の合計金額を予定焼却量で除して、単価を算出している。

また、受注者から提出される入札金額内訳書においても、上記の表と同様の積算方法となっている。その結果、新門司、日明及び皇后崎の各工場において、市が設定した設計単価及び予定単価、受注者から提出された見積単価がすべて同額となっていた。

【指摘事項】

当該業務の主な内容は、薬品の選定・投入及び評価分析である。そのため、受注者にお

ける主なコストとしては、薬品代や人件費等であると思われることから、「薬品代（＝薬品の使用量×単価）、人件費、その他経費」といった積算を行い、焼却予定量で除した金額を見積契約単価とすべきと考えられる。

その一方で、【現状】にも記載しているとおり、市及び受注者においては、契約単価を積算にするにあたっては、「薬品の使用量×単価」となっている。

この点について、市の担当者に質問をしたところ、各薬品単価には人件費相当分等も加味されているとの回答であった。ただし、これでは、適切に積算及びその検証を行うことはできず、適切ではないと言える。

実際に、同じ薬品名において、各工場間で単価が大きくことなっているという事例も見受けられており、適切に積算されているのか疑問が生じるところである。

(例) スケール防止剤の単価

新門司工場 1,500 円/kg、日明工場 965 円/kg、皇后崎工場 670 円/kg

また、市が積算する設計単価及び予定単価と、受注者から提出される見積単価が一致していることから、市の積算方法について、受注者に推測されている可能性は否定できない。

一般に、随意契約においては、入札に比べると競争原理が働きにくいという側面がある。

ただし、随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎず、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきということは、競争入札であろうと随意契約であろうと全ての契約を通じて適用される不変の大原則である。

市の予定価格と受注者からの見積単価がすべて一致しているという事実を鑑みても、当該契約の条件が市にとって有利な価格と言えるか、明らかではない。

以上の観点より、今後において、設計単価の積算方法を見直すことによって、当該業務の条件が妥当であることを客観的にみても明確にしておく必要がある。

② (意見) 受注者からの報告について

【現状】

「令和 3 年度 新門司工場薬品等選定納入に係る業務委託 仕様書」に以下の記載がなされている。

(業務の報告等)

第 11 条 乙は、甲に市の指定する様式により業務の履行確認を毎月依頼すること。

2 乙は、甲に薬品等の購入量、使用量及び購入金額を毎月報告すること。

～ (後略) ～

(注) 甲…市、乙…受注者

【意見】

市は、受注者に対して、薬品等の購入量、使用量のみならず、購入金額の報告を求めている。

購入金額については、薬品の購入量に単価を乗じて算出される。この単価については、受注者から提出される「入札金額積算内訳書」等といった資料により、市側でも確認できるものであるため、これに購入量を乗じれば、購入金額を算出することができる。

そのため、そもそも購入金額を報告させることの意義について、再度見直すことが望ましい。

また、以下の薬品については、入札金額積算内訳書に予定使用量の記載があったが、薬品使用量の報告には記載がなかった。

場所	薬品名	補足説明
新門司工場	冷却水基礎投入	使用量の報告なし。
新門司工場	冷却水殺菌剤	使用量の報告なし。
皇后崎工場	特殊反応助剤	左記の薬品名ではなく、「反応助剤」の使用量が報告されていた。
皇后崎工場	活性炭 25%入り特殊反応助剤	

※出所：「入札金額積算内訳書」をもとに、監査人が一部加工

これらの薬品については、実際に使用がなかったのか、報告が漏れていたのか明らかではない状況である。

翌年度以降の設計単価の積算のためにも、適切な報告を求めることが必要である。

イ. 事務所等維持管理

<事業概要>

事業内容	各環境センター等の維持管理を行う。
予算	令和3年度当初予算 47,407千円

※出所：市提供資料

①（意見）入札不調から随意契約へ移行する場合の見積辞退について

【現状】

「令和3年度 環境センター等施設警備業務委託」及び「令和3年度 環境センター空調設備保守点検業務」において、それぞれ入札が不調に終わり随意契約への移行が行われていた。

それぞれの指名業者選定書・入札結果書を確認したところ、第1回及び第2回の入札においては複数者が入札しているが、落札者がなかったため、随意契約に移行することになった。その際、指名業者選定書・入札結果書においては、最終的に随意契約を行った入札者以外の者については「見積辞退」との文言が記載されていたが、各辞退事業者が辞退の意を示した書類は存在しない状況であった。

【意見】

現状の運用は、市の業務委託契約事務の手引きに沿ったものであるが、客観的な証拠を残すために、自署等により各事業者が辞退の意を示す書類を残すことが望ましい。

ウ. 新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業

<事業概要>

事業概要	市内の家庭から発生するかん・びん・ペットボトル・紙パック・トレイについて選別、圧縮等の処理を行い再資源化していた旧日明かんびん資源化センターが平成5年の稼働以来老朽化が進んでいたことから、新たに新日明かんびん資源化センターを建築し、その維持管理を行う。
実施状況	新たに建設することになる施設建物の設計・建築・維持管理業務を落札者が一括で請負う方式（DBM方式）を前提に市において総合評価一般競争入札を実施し、これに基づき平成30年10月18日に落札者が決定した。その後、落札者との契約に基づき令和3年3月までに新日明かんびん資源化センター建物の建設工事が完了し、令和3年4月1日以降は当該落札者により維持管理業務が継続している。維持管理業務については、市と落札者との間の平成31年（2019年）3月29日付「北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業 維持管理業務委託契約書」に基づき実行されている。 なお、当該契約の契約期間は平成53年（2041年）3月31日まで、契約金額は総額463,320,000円（税込み）である。

※出所：市提供資料

①（結果）契約書の契約期間について

【現状】

入札告示書（北九州市公告第536号）及び入札説明書の記載では落札者による維持管理業務の契約期間は平成33年4月1日から平成53年3月1日までの20年間と明示されており、実際の維持管理業務も令和3年（改元前の元号で言えば平成33年）4月1日から開始されている。また、市と落札者との間の平成31年（2019年）3月29日付「北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業 維持管理業務委託契約書」における契約書別紙1第3項の記載においても契約期間が「20年間」である旨の記載がある。しかしながら、当該契約書頭書第4項の契約期間欄の記載は「平成31年（2019年）3月29日から平成53年（2041年3月31日まで）」となっており、契約期間が22年間となっている。

【指摘事項】

契約書記載の契約期間は、入札公告書、入札説明書、契約書別紙1の記載と整合していないことは明らかである。また、実態としても、契約の始期とされる平成31年3月29日の時点では建物本体が未完成であるため、その維持管理業務を開始できる状況でなかったことは明らかであり、実際の維持管理業務も令和3年4月1日から開始されており、契約書の契約期間の記載は業務の実態とも整合していない。このような非整合な記載が生じた原因は、契約書の締結日が平成31年3月29日であったことから、これに合わせて契約期間の始期を同日に設定したものだと考えられるが、もとより継続的業務の委託契約において契約書の締結日と契約期間の始期は一致する必要はなく、むしろ業務の実態に合致する

よう設定すべきである。このような記載は、直ちに法令違反とまでは言えないものの、当事者の契約上の義務の範囲について誤解を生じさせるものであり、適切な契約処理ではなかったと考えられる。

そのため、契約書に記載する契約期間の始期は、上記の各書面及び業務の実態に整合するよう令和3年（平成33年）4月1日としておくべきであったと言える。

エ. 新日明工場整備運営事業

<事業概要>

事業概要	<p>本事業は、市から排出される一般廃棄物及び市の指定する産業廃棄物のうち、焼却可能な廃棄物を合理的、経済的かつ衛生的に焼却処理するために、現在稼働中の日明工場敷地内の事業用地に施設の整備を行うものである。</p> <p>本事業の実施にあたり市は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な事業方式（PFI 方式）を採用しており、同市から委託を受けた株式会社日明クリーンシステム(*1)が事業を行う。</p> <p>(*1) 地元に拠点を置く企業を中心に 8 社が出資して設立</p>																																																							
施設概要	<table border="1"> <tr> <td>工事名称</td> <td colspan="7">北九州市 新日明工場整備運営事業</td> </tr> <tr> <td>建設場所</td> <td colspan="7">北九州市小倉北区西港町 96 番地の 2</td> </tr> <tr> <td>処理方法</td> <td colspan="7">全連続燃焼式ごみ焼却炉（ストーカ式）</td> </tr> <tr> <td>処理能力</td> <td colspan="7">508 t /日（254t/日×2 炉）</td> </tr> <tr> <td>建築主</td> <td colspan="7">株式会社日明クリーンシステム</td> </tr> <tr> <td>設計・施工者</td> <td colspan="7">日鉄エンジニアリング・五洋建設特定建設工事共同体</td> </tr> </table>								工事名称	北九州市 新日明工場整備運営事業							建設場所	北九州市小倉北区西港町 96 番地の 2							処理方法	全連続燃焼式ごみ焼却炉（ストーカ式）							処理能力	508 t /日（254t/日×2 炉）							建築主	株式会社日明クリーンシステム							設計・施工者	日鉄エンジニアリング・五洋建設特定建設工事共同体						
工事名称	北九州市 新日明工場整備運営事業																																																							
建設場所	北九州市小倉北区西港町 96 番地の 2																																																							
処理方法	全連続燃焼式ごみ焼却炉（ストーカ式）																																																							
処理能力	508 t /日（254t/日×2 炉）																																																							
建築主	株式会社日明クリーンシステム																																																							
設計・施工者	日鉄エンジニアリング・五洋建設特定建設工事共同体																																																							
スケジュール	<p>The Gantt chart displays the project schedule across fiscal years from Heisei 20 (2020) to Heisei 26 (2044). Key milestones include '落札者決定 契約' (Bidder selection and contract) in Heisei 20, '設計' (Design) in Heisei 21, '解体工事' (Demolition work) in Heisei 22, and '建築工事' (Construction work) in Heisei 23. The '運用' (Operation) phase begins in Heisei 25 and continues for 20 years.</p>																																																							

※出所：北九州市 新日明工場整備運営事業(株式会社日明クリーンシステム)ホームページ

①（結果）受注者の誓約事項の遵守について

【現状】

新日明工場整備運営事業 事業契約書 第 9 条 (3) において「受注者の資本金は 3 億円以上であること」が義務付けられている。しかし、受注者である株式会社日明クリーンシステムの決算公告（令和 3 年 3 月期（第 1 期）、令和 4 年 3 月期（第 2 期））を確認したところ、資本金は 6 千万円となっていた。

<新日明工場整備運営事業 事業契約書>

(受注者の誓約事項等)
第 9 条 受注者は、発注者に対し、事業期間中、次の各号に掲げる事項を維持すること

を誓約する。

- (1) 受注者が、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であること。
- (2) 受注者の本店所在地は、北九州市内であること。
- (3) 受注者の資本金は 3 億円以上であること。
- (4) 受注者の定款に、本事業を遂行することのみを目的として定めていること。
- (5) 受注者の定款に、会社法第 107 条第 2 項第 1 号に基づく株式の譲渡制限の定めを置いていること。
- (6) 受注者の定款に、会社法第 108 条第 2 項各号に定める種類株式に関する事項及び同法第 109 条第 2 項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定めを置いていないこと。
- (7) 受注者の定款に、募集株式の割当てに関する会社法 204 条第 2 項ただし書にある別段の定め及び募集新株予約権の割当てに関する会社法 243 条第 2 項ただし書にある別段の定めを置いていないこと。
- (8) 受注者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する旨の定めを置いていること。

※出所：市提供資料

【指摘事項】

市に確認したところ、事業収支計画において、設立当初の資本金は 6 千万円となっており、運営期間の開始となる令和 7 年度開始前までに増資を行い、資本金を 3 億円とする計画となっているとのことであった。契約書作成においてはこの最終的な計画である 3 億円を記載していたとのこと。

現状の記載では契約時に資本金が 3 億円以上であることが条件のように見受けられるため、今後は実態に合わせていつ時点の資本金であるか判断できるような記載にすべきである。また、事業収支計画に沿って、適切に増資が実行されていることを適宜確認する必要がある。

②（意見）物価変動等による対価の改定について

【現状】

「新日明工場整備運営事業 事業契約書 別紙 7 対価の算定及び支払方法」において、各業務の対価や物価変動等による対価の改定などが定められている。このうち、運営・維持管理業務に係る対価は変動部分と固定部分に分けて設定されている。当該対価について、ごみ量の変動した場合、運営固定費については、基本的に改定しないこととされているが、実処理量が計画ごみ処理量に対して著しく増加した場合は、発注者と受注者の協議によることと定められている。

<新日明工場整備運営事業 事業契約書 別紙 7 対価の算定及び支払方法>

3. 物価変動等による改定

～(中略)～

(3)運営・維持管理業務に係る対価

1) ごみ量変動

運営固定費については、基本的に改定しないこととするが、実処理量が計画ごみ処理量に対して著しく増加した場合は、発注者と受注者との協議による。

運営変動費については、実処理量と落札者が提案した変動費単価の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

2) 物価変動

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

表2 運営・維持管理業務費の改定

運営・維持管理業務費	改定の有無	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費	改定しない	改定する
運営変動費	改定する	改定する

※出所：市提供資料

【意見】

「実処理量が計画ごみ処理量に対して著しく増加した場合」とあるように、現状、ごみ処理量の増加に対しては改定が想定されているが、減少した際については言及されていない状況である。将来において、人口減少や技術革新等によるごみ削減等が起こることも考えられ、また、契約の公平性という観点からも、増加を想定するのであれば減少についても想定すべきであると考えられる。

そのため、著しい増減が発生した場合に備えて、契約書の内容を見直すことが望ましい。

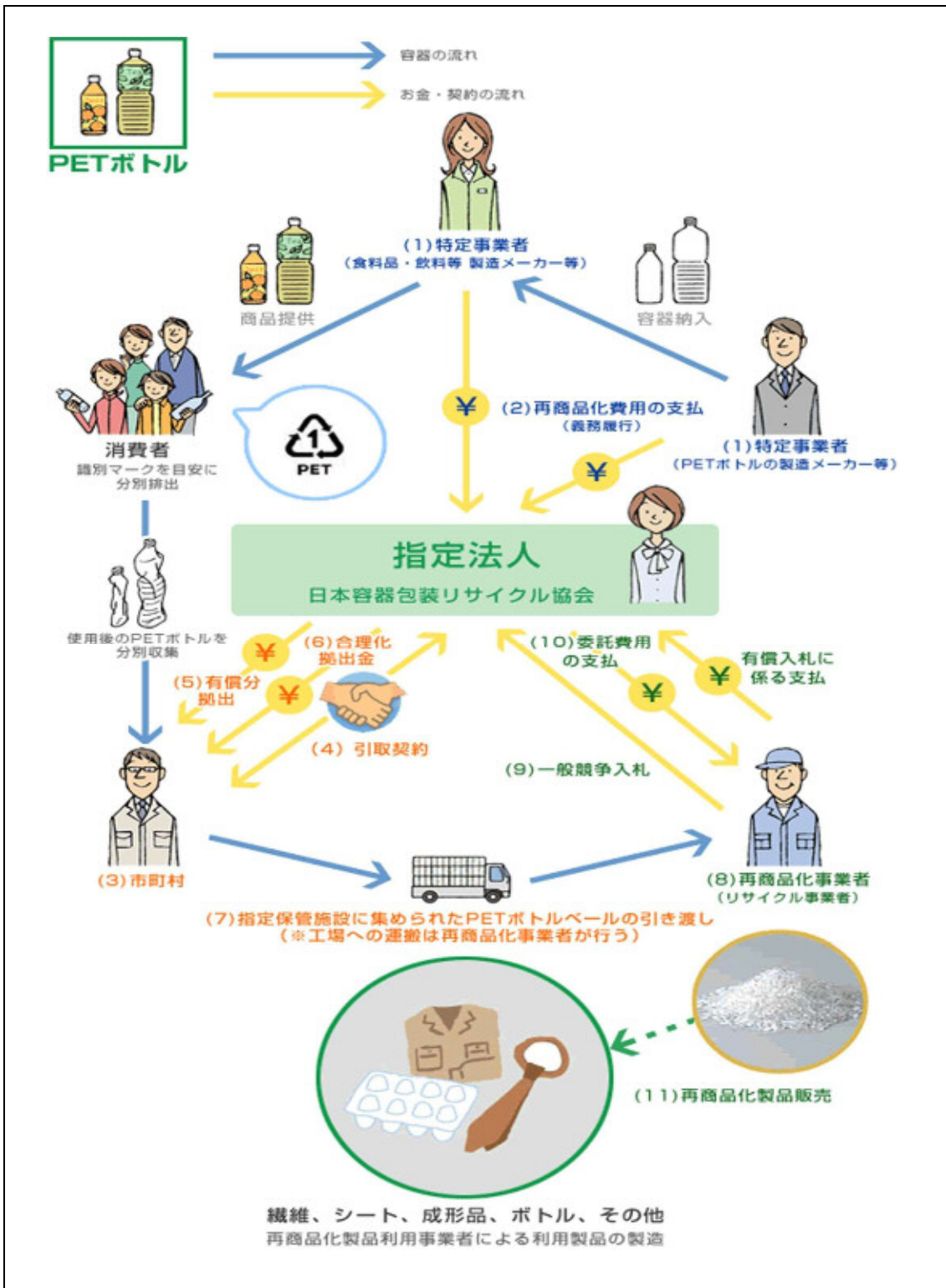
オ. 容器包装分別収集再商品化促進事業

<事業概要>

事業概要	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に係る法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、市内の家庭から排出されるガラスびん、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装等の容器包装廃棄物を分別収集したうえで、容器包装リサイクル法所定の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「容器包装リサイクル協会」という。）に再商品化を委託する。容器包装リサイクル協会は、市から委託を受けた容器包装廃棄物の再商品化を入札により再商品化事業者に再商品化を委託する。</p>						
実施状況	<p>市は容器包装リサイクル協会との間で業務実施契約書及び業務実施覚書を締結し、これに基づきガラスびん（無色及び茶色以外の色）、PET ボトル、プラスチック製容器包装については容器包装リサイクル協会に再商品化を委託し、容器包装リサイクルの入札により再商品化業務を落札した事業者により、これら容器包装廃棄物を引き渡している。他方で、ガラスびん（無色及び茶色）、紙製容器包装については、容器包装リサイクル協会を通さず、市が独自に事業者を選定し有償物として売却している。</p> <p>市が容器包装リサイクル協会に対し容器包装廃棄物の再商品化を委託する場合、容器包装リサイクル協会に対し再商品化実施委託料金を支払うことになるが、近年、PET ボトルについては市を含む多くの地方公共団体分について有償入札（再処理事業者が容器包装リサイクル協会にお金を払って再商品化を受託する入札）が生じており、有償入札分については以下の計算式に基づき市に拠出金が支払われている。</p> $\text{総拠出対象金額} \times \frac{\text{市の再商品化委託単価(有償分)} \times \text{協会取引量}}{\text{各市町村の再商品化委託単価(有償分)} \times \text{協会取引量全国計}}$ <p>上記計算式に基づき令和3年度のPET ボトルの有償入札に関して、市が支払いを受けた拠出金は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">対象期間：令和3年4月から令和4年2月分</td> <td style="text-align: right;">47,216,910 円</td> </tr> <tr> <td>対象期間：令和4年3月分</td> <td style="text-align: right;">5,841,563 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">53,058,473 円</td> </tr> </table>	対象期間：令和3年4月から令和4年2月分	47,216,910 円	対象期間：令和4年3月分	5,841,563 円	合計	53,058,473 円
対象期間：令和3年4月から令和4年2月分	47,216,910 円						
対象期間：令和4年3月分	5,841,563 円						
合計	53,058,473 円						

※出所：市提供資料、容器包装リサイクル協会ホームページ

PET ボトルに関する容器、お金・契約の流れについて、以下のとおりである。



※出所：容器包装リサイクル協会ホームページ

① (意見) 有償入札に係る拠出金について

【現状】

PET ボトルの有償入札分については、上記のとおり所定の計算式に基づき容器包装リサイクル協会から市に拠出金が支払われている。しかしながら、容器包装リサイクル法その他の関連法規には有償入札に関する定めはなく、また、市と容器包装リサイクル協会との業務実施契約書及び業務実施覚書においても有償入札が生じた場合の拠出金の計算方法、支払時期、支払方法等、その処理に関する条項は一切ない。

容器包装リサイクル協会作成の「PET ボトル等の有償入札に係る収入の市町村への拠出に関する手続きについて」においては、有償入札による収入については各市町村へ拠出することが適切であるとするのが所轄官庁の見解であるとし、これを前提に、容器包装リサイクル協会が一方的に定めた拠出手続の記載があるが、拠出金の法的性質、市の法的地位、法的権利については明確に示されていない。

市から容器包装リサイクル協会に確認したところ、拠出金は寄付金として処理をしているとのことであったが、市においては寄付金ではなく有価物売却収入として処理していることから、この点においても拠出金の法的性質が曖昧になっていることが伺える。

このように、現状の運用においては、PET ボトルの有償入札に係る拠出金は、明確な法令または契約上の根拠がないまま、容器包装リサイクル協会が一方的に指定した計算式、支払条件に基づき支払われていることになる。このような事態が生じたのは、容器包装リサイクル協会への委託による再商品化が始まった当時、有償入札が想定されていなかったことが原因であると考えられる。

【意見】

市は令和3年度だけでもPET ボトルの有償入札に係る拠出金として合計53,058,473円の支払いを受けておりその額は高額である。そうであるにも関わらず、現状の運用では、そもそも拠出金を市が受領すること自体について法令、契約等の法的根拠が存在しない状況である。また、拠出金の計算式についても、容器包装リサイクル協会が明確な法的根拠なく、一方的に指定した計算式に従っている状況である。その他、拠出金の支払時期、支払方法等についても同様である。

現状において、容器包装リサイクル協会指定の計算式や支払方法について実質的な問題が生じているわけではないが、明確な法的根拠のないまま有償入札に係る拠出金の処理を継続した場合、将来、容器包装リサイクル協会が計算式や支払方法その他の運用を一方的に変更する等の場合において法的に対応することが難しくなる。また、明確な法的根拠がない状況で市が高額の拠出金を受領することも適切とは言えない。

仮に、容器包装リサイクル協会の見解に従い拠出金を寄付金と考えるのであれば、容器包装リサイクル協会は拠出金の支払いについて何ら法的義務を負わないことになり、任意に拠出金の支払いの有無及び額を変更できることになるが、この場合の市の不利益は極めて大きいと考えられる。

拠出金が寄付金であるとするれば契約書等の法的文書により権利義務を明確にすることは難しいかもしれないが、少なくとも、容器包装リサイクル協会に対して、今後の拠出金の支払いに関して何らかの文書で確認をとる、或いは、拠出金の支払いに係る市の法的地位

について所轄官庁の見解を確認する等の対応により、できる限り安定的に拠出金の支払いを受けられるように努めることが望ましい。

②（意見）有償入札に係る拠出金の計算結果の検証について

【現状】

PET ボトルの有償入札に係る拠出金の算定式は容器包装リサイクル協会により明示されている。しかしながら、この計算式に基づき拠出金を算定する際に、その基礎となるデータについては容器包装リサイクル協会から客観的なデータは提供されておらず、市において計算結果の正確性を検証することができない。その結果、市は容器包装リサイクル協会が示す計算結果の正確性を何ら検証することなく無条件に受け入れざるを得ない状況となっている。

【意見】

前述のとおり、市が容器包装リサイクル協会から受け取る PET ボトルの有償入札に係る拠出金の額は高額であるため、その金額の正確性を市が独自に検証する必要性は高いと言える。

前述のとおり拠出金が寄付金であると考えた場合、市が容器包装リサイクル協会に検証可能なデータの提供を求めることは難しいことは否めない。しかし、拠出金が公的な資金であり、所轄官庁の見解に従い支払われるものであるから、容器包装リサイクル協会との間でデータ提供の方法、範囲についても協議をして、できる限り客観的な検証ができるよう努めることが望ましい。

③（意見）PET ボトルの再商品化の委託について

【現状】

現状、PET ボトルについては容器包装リサイクル協会に対し再商品化委託をしているが、近年、PET ボトルの資源価値が高まり有償入札が生じている状況である。なお、容器包装リサイクル法及びその他の関連法規において、容器包装廃棄物の再商品化については必ずしも容器包装リサイクル協会に再商品化を委託する法的義務はない。実際に、市においてもガラスびん（無色及び茶色）、紙製容器包装については、容器包装リサイクル協会を通さず、市が独自に事業者を選定し再商品化を委託している。

【意見】

PET ボトルについては、その資源価値の高まりにより有償での再商品化が十分期待できる状況であるため、必ずしも容器包装リサイクル協会に再商品化を委託しなくても、市が独自に有償での再商品化を委託することが期待できる。このような状況において、容器包装リサイクル協会を通じて再商品化委託をすることは効率性に疑問が生じるところであり、市が独自に再商品化事業者を選定することにより容器包装リサイクル協会から受け取る拠出金よりも高額の対価を受領できる可能性も十分に認められる。市が直接再商品化事

業者を選定するのであれば、政策的に市内業者優先措置を採用する等、容器リサイクル協会に委託する場合よりも柔軟な運用も検討できるなど附随的なメリットも認められる。

また、市は、既に、ガラスびん（無色及び茶色）、紙製容器包装について容器包装リサイクル協会を通さない形での再商品化に実績があり、PET ボトルについても同様の運用を採用することのハードルは決して高くはないものと考えられる。

市が独自に有償で再商品化を委託すれば、容器包装リサイクル協会が寄付金としての拠出金の支払い条件を一方的に変更するリスクを回避することもでき、この点においても有益であると考えられる。

そのため、今後、PET ボトルについて、容器包装リサイクル協会を通さずに独自に再商品化を実施することを検討することが望ましい。

なお、市の説明によれば、令和5年度から試験的にPET ボトルについては50%を容器包装リサイクル協会へ再商品化委託し、残りの50%について市が独自に再商品化事業者を選定し容器包装リサイクル協会を通さずに再商品化をする予定とのことである。

カ. 一般廃棄物の広域処理（他都市ごみの受入）

<概要>

<p>基本的な考え方</p>	<p>(1) 受入の枠組み ①「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、地域全体の環境保全や循環型社会を推進する観点から受入 ②受入に当たっては、市施設の処理能力の余力の範囲内で実施 (2) 受入条件→「受入三原則」 ①本市のごみ処理に支障が生じるものではないこと ②本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うこと ③本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること (3) 受入手順 ①他都市からの依頼により、一般廃棄物の受入に係る基本協定を締結 ②毎年度、三原則への適合状況を確認したうえで、受入委託契約を締結</p>																						
<p>受入団体</p>	<p>3市5町 (直方市、行橋市・みやこ町、中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町) ▶ 直方市 H13年度～ ▶ 行橋市・みやこ町清掃施設組合 H17年度～ ▶ 遠賀・中間地域広域行政事務組合 H19年度～</p>																						
<p>受入実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受入団体名</th> <th>受入種類</th> <th>R3 受入実績</th> <th>R3 受入金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">直方市</td> <td>可燃性ごみ</td> <td>17,774t</td> <td rowspan="4">約 3.7 億円/年</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>49t</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>95t</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製容器包装</td> <td>155t</td> </tr> <tr> <td>行橋市・みやこ町清掃施設組合</td> <td>可燃性ごみ</td> <td>26,767t</td> <td>約 5.5 億円/年</td> </tr> <tr> <td>遠賀・中間地域広域行政事務組合</td> <td>可燃性ごみ</td> <td>34,805t</td> <td>約 7.0 億円/年</td> </tr> </tbody> </table>	受入団体名	受入種類	R3 受入実績	R3 受入金額	直方市	可燃性ごみ	17,774t	約 3.7 億円/年	粗大ごみ	49t	ペットボトル	95t	プラスチック製容器包装	155t	行橋市・みやこ町清掃施設組合	可燃性ごみ	26,767t	約 5.5 億円/年	遠賀・中間地域広域行政事務組合	可燃性ごみ	34,805t	約 7.0 億円/年
受入団体名	受入種類	R3 受入実績	R3 受入金額																				
直方市	可燃性ごみ	17,774t	約 3.7 億円/年																				
	粗大ごみ	49t																					
	ペットボトル	95t																					
	プラスチック製容器包装	155t																					
行橋市・みやこ町清掃施設組合	可燃性ごみ	26,767t	約 5.5 億円/年																				
遠賀・中間地域広域行政事務組合	可燃性ごみ	34,805t	約 7.0 億円/年																				

※出所：市提供資料

①（意見）他都市からのごみ受入の処理料金について

【現状】

他都市からのごみ受入について、以下のような契約を締結している。

一般廃棄物の種類	処理料金/100kg
可燃ごみ	2,000 円

一般廃棄物の種類	処理料金/100kg
粗大ごみ	3,100 円
ペットボトル	4,200 円
プラスチック製容器包装	4,400 円

(注) 処理料金については、消費税及び地方消費税相当額を含む額

可燃ごみの処理料金については、平成 19 年度に改定した以降は変更がない。

また、粗大ごみ、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の処理料金については、受入当初（粗大ごみは平成 15 年度、ペットボトル及びプラスチック製容器包装は平成 26 年度）より変更がない。

消費税の増税時（平成 26 年 4 月より 5%から 8%に増税、令和元年 10 月に 8%から 10%に増税）においても処理料金に変更はなかった。

【意見】

現状の処理料金について、消費税込みの金額となっている。令和 5 年 10 月から開始される消費税のインボイス制度や、将来において起こりうる消費税増税に備えて、「税抜き価格プラス消費税」という処理料金にすることが望まれる。

また、昨今においては、円安や原油価格の高騰等を受けて、コークスや水道光熱費等、全面的に物価高の状況である。そのため、現状の処理料金が妥当なのかについて適時に検討し、必要に応じて料金改定を行うことが望まれる。

②（意見）ごみの受入期間について

【現状】

直方市、遠賀・中間地域広域行政事務組合、行橋市・みやこ町清掃施設組合の 3 団体との間で締結された一般廃棄物の処理に関する基本協定書第 6 条第 2 項においては、委託者である各団体が市への一般廃棄物の搬入を廃止する場合 3 カ年以上の猶予をもって書面で市に通知すると規定されている。基本協定書第 6 条第 3 項では、これにより市に損害が生じる場合は当事者協議のうえ決定するとの条項が設けられているものの、あくまで紳士条項であり、協議が不調に終わった場合に、この条項に基づき契約の継続を強制したり、賠償金の請求をなしたりすることまではできないと解されるため、法的には各団体から 3 カ年前の通知があれば一方的に搬入廃止を強いられることになる。

【意見】

ごみ処理施設の設置、維持、管理には多大なコストを要し、長期的なビジョンに基づき計画を立案する必要がある。しかしながら、各団体の事情で 3 年という短期間で一方的にごみの受入を廃止されるのであれば、市としては、各団体から支払われる処理委託料の金額や必要十分なごみ処理能力の将来予測が困難となり、長期的な視点でごみ処理施設の設置、維持、管理計画を立案することが困難になる。また、各団体にこのような契約解約権

を認めれば、相対的に市の契約交渉能力は低下することになり、受入単価改定交渉においても不利な交渉を強いられることもありうる。

そのため、今後の契約更新に際しては、他団体からの受入停止の予告期間を3年よりも長い期間に設定しておくことが望ましい。

(12) 循環社会推進部 工場（新門司工場、日明工場、皇后崎工場）

ア. 工場一般管理（各工場共通）

<事業概要>

事業目的	ごみ焼却工場の維持管理を行っている。
対象施設	新門司工場：北九州市門司区新門司3丁目79番地 日明工場：北九州市小倉北区西港町96番地の2 皇后崎工場：北九州市八幡西区夕原町2番1号
予算	令和3年度当初予算 6,506千円

※出所：市提供資料

①（結果）備品の管理不備について

【現状】

工場で管理する備品について、市から提出された備品台帳を基に、監査人が以下のとおり、現物実査を行った。

場所	実査日	備品数（※）	実査件数
新門司工場	令和4年8月31日	302点	15件
日明工場	令和4年8月23日	243点	15件
皇后崎工場	令和4年9月1日	657点	15件

※：実査日の備品台帳の点数を記載

現物実査の結果、以下の事項が見受けられた。

(a)老朽化・陳腐化した備品の存在

市が管理する備品について実査を行ったところ、現物としては存在するが、使われていない備品が散見された。例えば、取得日が古いOAソフトなど、そもそも使用不可能な備品も存在した。

場所	備品番号	品名・規格	取得価額	取得日
新門司工場	00424073	ビデオデッキ/VZ-H700B	34,335円	H10.1.28
新門司工場	00507890	ビデオカメラ/iVIS DC200	49,980円	H19.3.23
日明工場	00353485	OAソフト/フォトショップUPG版	26,250円	H17.2.10
日明工場	00353488	フラッシュメモリ メルコ RUFC256MLU2	(注1) 5,250円	H17.2.10
皇后崎工場	00346442	古紙回収箱	15,000円	H4.5.1
皇后崎工場	00494598	ビデオデッキ/パナソニック NV-FX	(注2) -円	H10.7.1

(注1) 物品管理要領では、1品の取得価額が10,000円以上のものを備品として取扱うとしている。当該物品は取得価額が10,000円未満であるが、備品として計上されている理由については不明であるとのこと。

(注2) 取得価額は不明であるとのこと。

(b)備品台帳と現物の照合

備品台帳と現物の照合は、年 1 回程度任意の時期に実施しているとのことであるが、照合結果に関する書類及び報告書が保存されていないため、照合の実施状況について確認することはできなかった。

【指摘事項】

備品の管理については「物品管理要領（会計室通知）」に定められており、使われていない物品の廃棄処理や、備品の定期検査及び結果報告が求められている。

物品管理要領に従って、定期的に備品台帳と現物との照合を行い、検査結果を報告するとともに、使用不能な備品についても適時に処分すべきである。

<物品管理要領（抜粋）>

第 1 物品管理者及び出納職員の留意すべき事項

2 出納職員及び貯蔵物品出納員

(3)出納帳簿と現品とを照合し、常に出納を正確にしておくとともに、登録されていない物品を発見したときは、直ちに物品管理者に報告すること。

第 3 備品の管理について

5 備品の定期検査及び結果報告

備品台帳と現物との照合・検査を毎年度末におこない、その結果を会計室の指示に従って報告すること。

第 6 物品の返納について

1 使用に耐えなくなった物品（使用不能物品）及び使用する必要のなくなった物品（貯蔵物品）の処理は、システムへの登録により作成した物品返納書（貯蔵物品）若しくは物品返納書（売払い）又は物品返納書（廃棄）により行うこと。

2 使用不能物品

(1) 会計規則第 91 条第 2 項に規定する市長が定めるもの（使用不能物品）とは次のものをいう。

ア 破損又は劣化した物品で、修繕による経費がかさみ使用の見込みがなく、新たに取得することが有利なもの。

イ 耐用年数の経過等により能力の低下をきたし、修繕又は改造しても使用の見込みがないもの。

イ. 日明工場

①（結果）与信管理について

【現状】

市は、廃棄物処理施設へ廃棄物を搬入する車両に対して、計量用搬入カードの交付と一般廃棄物情報管理システムへの登録を行うことにより、搬入業者の搬入車両の管理を行っている。

搬入車両のうち、自己搬入車両には登録車両（継続）と登録車両（許可）がある。

自己搬入車両	計画収集以外で市民・事業者が直接工場にごみを搬入する車両。
登録車両（継続）	自己搬入車両で、北九州市廃棄物処理施設搬入車両登録を行っており、廃棄物処理法に定める収集運搬業の許可を得ておらず、継続的に事業者自らごみを搬入している車両。
登録車両（許可）	自己搬入車両で、北九州市廃棄物処理施設搬入車両登録を行っており、廃棄物処理法に定める一般廃棄物収集運搬業の許可・産業廃棄物収集運搬業の許可を得ている事業者の車両。

※出所：市提供資料

登録車両（継続）及び登録車両（許可）については、ごみ処理手数料は後納となるため、搬入業者に対して未収入金が発生することになる。

【指摘事項】

有限会社 B の未納残高（日明工場）の推移は次のとおりである。

平成 28 年 6 月	平成 29 年 6 月	平成 30 年 6 月	令和元年 6 月
2,392,600 円	4,743,500 円	10,783,400 円	12,666,500 円
令和 2 年 6 月	令和 3 年 6 月	令和 4 年 5 月	
12,666,500 円	12,666,500 円	12,666,500 円	

※出所：市提供資料

有限会社 B については、破産手続が開始された令和元年 5 月まで、ごみ処理手数料の未納金額が回収金額を上回っているため、未納残高が増加する結果となっている。

ごみ処理手数料（後納者）受付業務マニュアルによると、滞納が発生した場合には、書面で督促を行うことになっており、ごみ処理手数料遅延者チェック表によると、市は、平成 28 年度から毎月督促状を発信している。ただし、当時から入金は遅れがちであり、会社の資金繰りが逼迫していることが窺える。

ごみ処理手数料（後納者）受付業務マニュアルには、督促状の納期限を過ぎても入金がない場合、施設課が自己搬入カードの使用を停止する旨が記載されている。また、北九州市廃棄物処理施設搬入車両登録マニュアルには登録取消基準として次のとおり定められており、今回は（2）及び（3）に該当すると考えられる。

<北九州市廃棄物処理施設搬入車両登録マニュアル>

8 登録取消基準

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が認められた場合。
- (2) ごみ処理手数料の納付が2カ月以上遅延した場合。
- (3) 処理手数料の支払いが継続的に困難であると判断される場合。
- (4) 以下、省略。

この点、市は、自己搬入カードの使用を停止し、「1カ月分まとめ払い」から「その都度払い」に支払い方法を変更しなかったことや車両の登録取消といった対応を取らず、会社の資金繰りが逼迫していると考えられる中で取引を継続したため、最終的に12,666,500円と多額の未納金が発生するに至っている。

したがって、登録取消基準に該当するような事象が発生した場合には、債務者の状況を適切に調査し、登録取消等の適切な措置を講じるべきである。

②（意見）ごみ処理手数料の未納について

【現状】

日明工場では、令和4年5月20日時点でごみ処理手数料の未納が発生している。

未納業者名	未納金額
有限会社 A	2,900 円
有限会社 B	12,666,500 円

※出所：市提供資料

有限会社 A に対しては4回の催告（最終の催告日は平成29年8月18日）を行っているが、いずれも代表者と連絡が取れていない。市の調査（令和元年5月21日）によると、会社の所在地は抵当権の行使により売却され、すでに他の会社が営業しているとのことであり、徴収は不可能な状況とのことである。

有限会社 B については、令和元年5月10日に破産手続が開始され、令和2年7月28日に破産手続廃止の決定が確定している。

【意見】

有限会社 A については、最終の催告日から5年、市の調査から3年が経過しており、未納金の回収可能性は極めて低いと考えられる。事実上営業を停止しており、今後も再開する見込みはなく、状況に進展もないと考えられることから、地方自治法施行令第171条の5第1項（徴収停止）の適用を検討することが望ましい。なお、地方自治法施行令第171条の5第1項の規定による徴収停止の措置をとった場合には、北九州市債権管理条例第7条第1項第4号（債権放棄）により、債権の消滅事由に該当するため、不納欠損処分を行うことになる。

なお、有限会社 A に対する債権について、市は令和4年9月に不納欠損処理を行ってい

る。

一方、有限会社 B については、令和 2 年 7 月 28 日に破産手続廃止の決定が確定しており、登記簿も令和 2 年 7 月 30 日に閉鎖されているが、現時点では清算未了である。そのため、北九州市債権管理条例第 7 条第 1 項第 4 号（債権放棄）により徴収停止後 3 年の経過を待つか、或いは、消滅時効の期間（5 年）が満了したときに債権が消滅する（地方自治体第 236 条）ときのいずれかに、不納欠損処分を行うことが望ましい。

<地方自治法施行令>

（徴収停止）

第 171 条の 5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難または不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき

<北九州市債権管理条例>

（債権放棄）

第 7 条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金（以下この条において「当該債権等」という。）の全部または一部を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権等につきその責任を免れたとき
- (2) から (3) 省略
- (4) 当該債権等について地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から 3 年を経過した後においてもなお履行させることが著しく困難または不適當であると認められるとき
- (5) 以下、省略

(13) 環境センター（新門司環境センター、日明環境センター、皇后崎環境センター）

ア. 環境センター全般に関する事項

<事業概要>

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物や産業廃棄物の処理業者や委託事業者の指導、監督 ・まち美化関連業務、廃棄物の不法投棄の取り締まり ・ごみステーションの散乱対策 ・小規模事業者への立入調査等の事業系ごみの減量化に向けた対策 ・ふれあい収集
対象施設	新門司環境センター：北九州市門司区新門司3丁目78番地 日明環境センター：北九州市小倉北区西港町24番地 皇后崎環境センター：北九州市八幡西区夕原町2番10号

※出所：市提供資料

①（結果）備品の管理不備について

【現状】

環境センターで管理する備品について、市から提出された備品台帳を基に、監査人が以下のとおり、現物実査を行った。

場所	実査日	備品数（※）	実査件数
新門司環境センター	令和4年8月31日	747点	15件
日明環境センター	令和4年8月23日	583点	15件
皇后崎環境センター	令和4年9月1日	749点	15件

※：実査日の備品台帳の点数を監査人が集計

現物実査の結果、以下の事項が見受けられた。

(a) 備品台帳と現物の不一致

市が管理する備品について実査を行ったところ、現物が確認できないものが存在した。当該資産は取得年月日が古いため、老朽化により廃棄したものと想定されるが、台帳上、廃棄が反映されていなかったと推測される。

場所	備品番号	品名・規格	取得価額	取得日
新門司環境センター	00017257	冷蔵庫/ナショナル NR-B17R1-W	56,135円	H7.3.24
新門司環境センター	00702002	OAソフト Office Personal2007	20,680円	H25.11.20
日明環境センター	00525843	テレビ/ビクターLT-P26A2	87,150円	H20.1.22
皇后崎環境センター	00330461	洗車機/カーウォッシャー CM3	184,500円	S63.7.22
皇后崎環境センター	00332814	草刈機	39,140円	H8.7.31

(b)老朽化・陳腐化した備品の存在

市が管理する備品について実査を行ったところ、現物としては存在するが、使われていない備品が散見された。例えば、取得日が古いデスクトップ PC など、そもそも使用不可能な備品も存在した。

場所	備品番号	品名・規格	取得価額	取得日
新門司環境センター	00017324	ビデオデッキ/三菱 HV-D1	38,500 円	H3.12.16
新門司環境センター	00531078	ビデオデッキ/シャープ DV-NC750	21,000 円	H20.3.12
日明環境センター	00564351	デスクトップ PC/DELL Vostro420	182,700 円	H20.3.11
皇后崎環境センター	00334353	ポラロイドカメラ/フジフィルム instax500AF	11,760 円	H13.11.12
皇后崎環境センター	00660118	ノート PC ASUS K53SD-SXBLACK	70,623 円	H24.6.28

(c)備品台帳と現物の照合

備品台帳と現物の照合は、年 1 回程度任意の時期に実施しているとのことであるが、照合結果に関する書類及び報告書が保存されていないため、照合の実施状況について確認することはできなかった。

【指摘事項】

備品の管理については「物品管理要領（会計室通知）」に定められており、使われていない物品の廃棄処理や、備品の定期検査及び結果報告が求められている。

物品管理要領に従って、定期的に備品台帳と現物との照合を行い、検査結果を報告するとともに、使用不能な備品についても適時に処分すべきである。

<物品管理要領（抜粋）>

第 1 物品管理者及び出納職員の留意すべき事項

2 出納職員及び貯蔵物品出納員

(3)出納帳簿と現品とを照合し、常に出納を正確にしておくとともに、登録されていない物品を発見したときは、直ちに物品管理者に報告すること。

第 3 備品の管理について

5 備品の定期検査及び結果報告

備品台帳と現物との照合・検査を毎年度末におこない、その結果を会計室の指示に従って報告すること。

第6 物品の返納について

1 使用に耐えなくなった物品（使用不能物品）及び使用する必要のなくなった物品（貯蔵物品）の処理は、システムへの登録により作成した物品返納書（貯蔵物品）若しくは物品返納書（売払い）又は物品返納書（廃棄）により行うこと。

2 使用不能物品

(2) 会計規則第91条第2項に規定する市長が定めるもの（使用不能物品）とは次のものをいう。

ア 破損又は劣化した物品で、修繕による経費がかさみ使用の見込みがなく、新たに取得することが有利なもの。

イ 耐用年数の経過等により能力の低下をきたし、修繕又は改造しても使用の見込みがないもの。

②（意見）芝刈り機について

【現状】

各環境センターにおいて、芝刈り機を保有しており、市民に無料貸し出しを行っている。令和3年度における保有台数及び最大同時貸し出し数は、以下のとおりである。

場所	保有台数	最大同時貸し出し数
新門司環境センター	10台	7台
日明環境センター	10台	7台
皇后崎環境センター	10台	4台

※出所：各センターにおける芝刈り機管理資料

【意見】

各センターにおいて、芝刈り機の故障やメンテナンスに備えて、多めに芝刈り機を保有しているとのことであるが、貸し出し状況を見ると、保有台数が適切なのか、疑問が生じる場所がある。

今後においては、以下のような観点で検証し、芝刈り機の保有台数を減らすことを検討することが望まれる。

- 各センターで管理するのではなく、3センター合わせて管理する。
それにより、予備機等の保有台数を削減することが可能になると考えられる。
- 市のホームページにおいては、原則3日間貸し出しとなっているが、実際には4日以上貸し出ししている事例が散見される。安易に4日以上貸し出すことがないように、運用を見直すべきである。
- 貸し出しについて、1日単位ではなく、半日単位にする。
それにより、例えば、午前中に返却、午後に貸し出しといったことが可能になる。

③ (意見) 資源化ボランティア袋について

【現状】

まち美化の推進を図るため、各環境センターにおいて、「まち美化ボランティア袋」及び「資源化ボランティア袋」の管理や市民センター等への配達といった業務を行っている。

なお、「まち美化ボランティア袋」は一般ごみ用、「資源化ボランティア袋」はペットボトルやかん・びん用として利用されている。

このうち、「資源化ボランティア袋」の保有及び払い出しの状況は以下のとおりである。

場所	令和3年末在庫数		令和3年度払い出し数	
	大	小	大	小
新門司環境センター	6箱	7箱	0箱	0箱
日明環境センター	21箱	19箱	0箱	0箱
皇后崎環境センター	11箱	11箱	0箱	0箱

※出所：各センターにおける資源化ボランティア袋管理資料

(注) 1箱=500百枚

【意見】

「資源化ボランティア袋」の払い出し実績がないことについて質問したところ、まち美化のごみ収集においては、再資源化できるようなきれいな状態のペットボトルやかん・びんがないため、ペットボトルやかん・びんについても一般ごみと同様に「まち美化ボランティア袋」において回収されるとのことであった。

今後においても、「資源化ボランティア袋」の払い出し見込みがないようであれば、「(10) 循環社会推進部 業務課 カ. 地域環境活動等支援事業 ① (意見) 北九州市環境衛生総連合会への補助金について」に記載している北九州市環境衛生総連合会等への配付を行うことを検討すべきである。

それによって、当該袋の管理をする工数が削減できるとともに、北九州市環境衛生総連合会への負担金支出も削減することが可能となると考えられる。

④ (意見) 車両実績報告書について

【現状】

各環境センターにおいて、環境センターにおける活動に利用する車両を「車両実績報告書」という、各車両の稼働日数、走行距離及び燃費を月次単位で確認することが可能となる資料を作成している。

皇后崎環境センターにおける当該資料の令和4年3月分において、計算式が誤っていたことから当月の走行距離がマイナスとなっている車両が1件あったが、修正をされることなく担当者及び上長(係長、副所長)の確認に基づく押印が行われていた。

【意見】

当該資料による数値が市における決算財務数値を構成することはないと考えられるが、センターにおける業務の効果性及び経済性を判断するうえで、市議会に提出される資料となることも考えられるため正確な資料を作成することが必要である。

また、誤った内容のまま上長による確認が行われていることからチェック体制が形骸化していることも考えられる。当該資料の必要性や、必要であればどのように利用していくのか、といった観点を考慮したうえで、様式を変更する検討が必要である。

⑤（意見）車両の稼働について

【現状】

「車両実績報告書」では各車両の稼働日数、走行距離及び燃費を月次単位で確認することが可能となっているが、各車両の1年間の稼働実績を当該報告書より算定したところ、各環境センターにおいて利用している車両について、稼働状況が芳しくないものが存在している。

場所	担当係	車両 No.(市番)	年間 走行距離	月間 平均距離
新門司環境センター	まち美化	102	151km	12.6km
日明環境センター	資源推進	320	237km	19.8km
日明環境センター	庶務	336	376km	31.3km
日明環境センター	庶務	349	421km	35.1km
日明環境センター	庶務	332	226km	18.8km
皇后崎環境センター	廃棄指導	724	252km	21.0km

出所：車両実績報告書（各環境センター）

【意見】

各環境センターが管理を行う範囲において車両を利用することから、一定数の車両が必要となることは理解するが、稼働状況が芳しくない車両においても一定のメンテナンス費用等が生じることを考えると、台数を減らし、効率よくローテーション利用する等の検討を行う必要があると考えられる。

(14) 公益財団法人北九州市環境整備協会

<事業概要>

法人概要	<p>北九州市環境整備協会（以下、「北九州市環境整備協会」という。）は、浄化槽の法定検査（施設・水質）を実施することを目的に昭和 52 年 2 月に社団法人として設立された。その後、廃棄物の適正処理ならびに環境衛生に関する調査、研究、検査および相談等を通じた生活環境健全化を推進するとともに公衆衛生の向上を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与する事業を展開し、昭和 57 年 3 月に財団法人として改組した。平成 24 年 4 月には公益財団法人として認定を受け、現在まで事業を運営している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 法人所在地：北九州市戸畑区新池 1 丁目 2 番 1 号 ➤ 基本財産：10,000 千円 ➤ 北九州市の出捐金：3,000 千円（出捐金の割合 30.0%）
事業内容	<p>業務の範囲は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭ごみの収集運搬 ● 浄化槽の法定検査および放流水の水質検査 ● 簡易専用水道の法定検査および飲料水の適否検査 ● 公共用水水域水質検査 ● 各種産業廃棄物および排水の検査 ● 焼却工場のごみ質等の検査 ● 国際研修および環境教育

※出所：市提供資料から一部抜粋

①（結果）リース契約に関する会計処理について

【現状】

北九州市環境整備協会が締結した誘導結合プラズマ質量分析機器装置（ICP-MS）のリース契約について、以下のとおりである。なお、毎月発生するリース料については、賃貸借処理により会計処理を行っている。

件名	誘導結合プラズマ質量分析機器装置（ICP-MS）リース契約
契約先	日通リース&ファイナンス株式会社
契約金額	<p>総額 21,215,040 円 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税 1,928,640 円）</p>
契約保証金	免除
履行期間	令和 3 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日まで
契約書 （一部抜粋）	<p>（中途解約の禁止）</p> <p>第 2 条 この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。</p> <p>～(中略)～</p>

	<p>(物品の返還・清算)</p> <p>第 21 条 この契約がリース期間の満了または解除により終了したとき、甲は、直ちに甲の責任と負担で、物件の引き渡し完了後に生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年劣化を除き、甲の責任によらない事由による損傷を含む。）を原状に回復したうえ、乙の請求に従い、乙の指定する場所に返還します。</p> <p>～(中略)～</p> <p>(費用負担等)</p> <p>第 24 条 甲は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。</p>
--	--

(注)甲：北九州市環境整備協会、乙：日通リース&ファイナンス株式会社

【指摘事項】

リース取引については、日本公認会計士協会より公表された企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」において定められており、そのうちファイナンス・リース取引はリース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引またはこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう旨定義されており、そのような要件に該当する場合には、通常の売買取引と経済的実態が何ら変わらないため、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理が要請される（「リース取引に関する会計基準」第 5 項、第 7 項）。

また、ファイナンス・リース取引についてはリース契約上の諸条件に照らしてリース物件所有権が借手に移転するか否かによって、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引に分類され、その会計処理については具体的な定めがある（「リース取引に関する会計基準」第 8 項、第 10 項～第 12 項）。

公益財団法人においても、日本公認会計士協会より「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」の一部改正が公表（平成 20 年 10 月 7 日）されて、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から「リース取引に関する会計基準」を適用することになっている。

なお、実務上の煩雑性の観点から、個々のリース資産に重要性が乏しい場合は、実態がファイナンス・リース取引に該当するとしても、オペレーティング・リース取引と同様に通常の賃貸借取引として資産計上しないことができる。具体的には、「リース取引に関する会計基準に係る適用指針」第 35 項において、①リース期間が 1 年以内のリース取引、②企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のリース取引の場合においては、オペレーティング・リース取引と同様に通常の賃貸借取引として資産計上しないことができることになる。

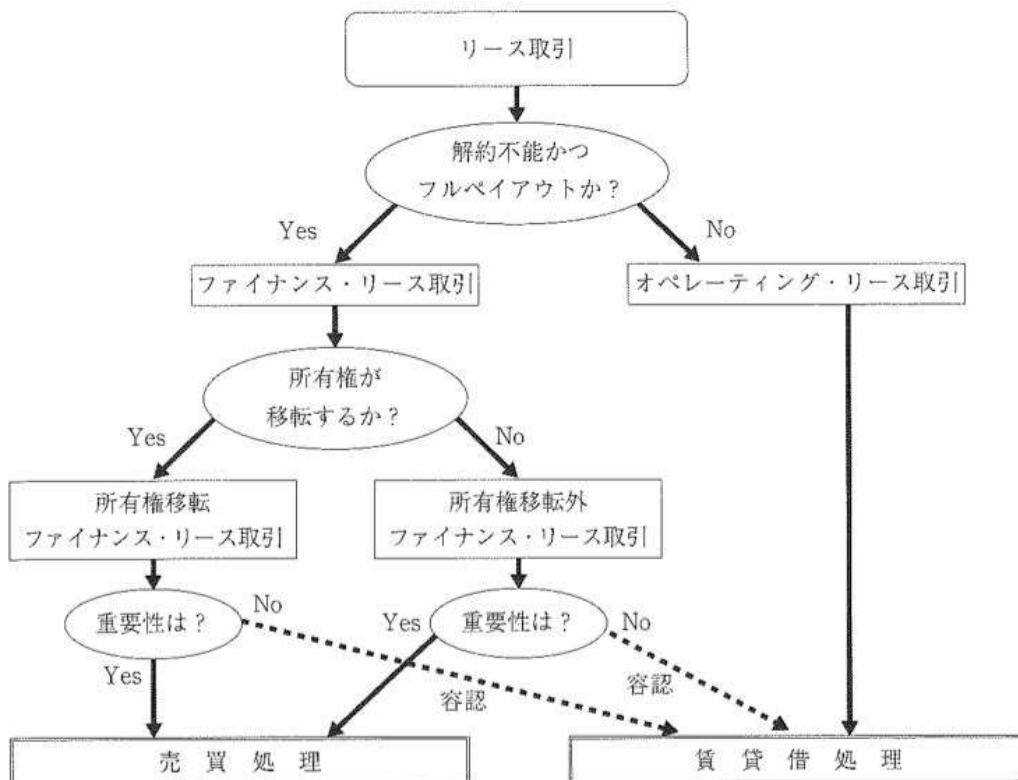
この点について、公益法人会計基準（2008 年 4 月 11 日 内閣府公益認定委員会、最終改正 2020 年 5 月 15 日）の注解の（注 1）重要性の原則の適用（4）においても同様の規定

が存在する。

<公益法人会計基準注解>

(注1) 重要性の原則の適用について
重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。
(1) ～ (3) 略
(4) ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
(5) 略

以上をまとめると、リース取引については次のように判定することになる。



重要性の乏しいリース取引として賃貸借処理が認められる場合

- ① 1物件あたりのリース料総額が固定資産計上基準以下のリース
 - ② 1契約あたり300万円以下のリース
 - ③ リース期間が1年以内のリース
- のいずれかに該当する場合（所有権移転ファイナンス・リースの場合は①と③のみ）

当該リース取引に当てはめた場合、契約書第2条において中途解約禁止の旨が定められていることから、ファイナンス・リース取引の前段の要件を満たし、また、契約書第24条の費用負担に関しても、借借人である北九州市環境整備協会が一切の費用を負担する旨が定められていることから、同じくファイナンス・リース取引の後段の要件を満たすと判断

できる。よって、当該リース取引は「リース取引に関する会計基準」におけるファイナンス・リース取引に該当すると判断できる。

さらに、契約書第 21 条第 1 項において、賃借人は、リース期間満了後は原状回復のうえ、賃貸人に返還する旨規定されていることから、当該取引の性質は所有権移転外ファイナンス・リースに該当すると判断される。

最後に、重要性に関しては、リース契約期間は 7 年となっており、リース総額自体は 300 万円を超過した 21,215,040 円（税込）となっている。また、法人の基本財産の規模からしても重要性がないとは言えないと判断できる。

以上より、当該リース取引については重要性のある所有権移転外ファイナンス・リース取引として資産計上すべきであったと言える。

今後において、リース取引が発生した場合は上記の会計基準や注解等に従い、個別具体的かつ適切に判断すべきである。

②（意見）市からの派遣者にかかる給与負担について

【現状】

北九州市環境整備協会において、市職員の派遣の受入を行っている。

派遣者の北九州市環境整備協会における役職は、東部事業所の係長 3 名、西部事業所の係長 3 名、総務部長 1 名（令和 4 年 3 月末で派遣終了）であり、合計 7 名であった。

「公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例」によると、派遣職員の給与について、以下のように定められている。

（派遣職員の給与）

第 4 条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号の職員のうち、地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。以下第 7 条までにおいて同じ。)のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

(注) 下線部については、監査人が挿入した。

また、「北九州市職員の財団法人北九州市環境整備協会への派遣に関する取決め書」(平成 21 年 12 月 1 日締結)において、以下のように定められている。

（給与）

第 5 条 派遣職員の給与(退職手当を除く。)は、次により支給するものとする。

(1) 給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当は、市の関係規程を適用し、市が支給するものとする。

(2) 前号に掲げるもの以外の管理職手当、通勤手当、勤勉手当等(以下「手当等」という。)は、団体の関係規程を適用し、団体が支給するものとする。

なお、派遣職員の派遣期間中の手当等の額は、市に在籍しているものとして市の関係規程を適用した場合に得られる額を下回らないものとする。

2 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額の算定に当たっては、その支給基準日前の市の在職期間は団体に在職したものとみなす。

(注) 下線部については、監査人が挿入した。

つまり、派遣者に係る給与は市が負担、手当等は北九州市環境整備協会が負担することになっている。

【意見】

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」においては、以下のよう定められている。

(職員の派遣)

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

～中略～

4 前項の規定により第一項の取決めで定める職員派遣に係る職員の派遣先団体において従事すべき業務は、当該派遣先団体の主たる業務が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務である場合を除き、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務を主たる内容とするものでなければならない。

～中略～

(派遣職員の給与)

第六条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

(注) 下線部については、監査人が挿入した。

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第六条第 1 項によると、

原則として市が給与負担をしないことになっている。

ただし、第六条第 2 項において、地方公共団体（＝市）からの委託を受けて行う業務が北九州市環境整備協会の主たる業務である場合、例外的に給与負担をすることができると定められている。そのため、今回のケースにおいて、派遣者に係る給与について、市が負担することに法的な問題はないと解釈できる。

ただし、そもそも法律においては市が給与負担をしないことが原則であるのに対して、「北九州市職員の財団法人北九州市環境整備協会への派遣に関する取決め書」では、一律に市が給与（手当等を除く）を負担することが定められている。

この点について、公金が使用される以上、自動的に一律支給をすることが適切か、という問題が生じることになる。今回の事例においては、総務部長は法人全体に関する業務を行っていることから、市が給与負担することの合理性については疑問が生じるところである。もし仮に、派遣先において、市と全く関係のない業務に派遣職員を従事させた場合でも、市が給与負担するということが起こりえると考えられる。

そのため、取決め書において、全額支給を当然と定めるのではなく、個々の職員の業務内容等に応じて、一部支給を可能とする運用の方が望ましいと言える。

当該論点については、過去に他の自治体において住民訴訟や住民監査請求がなされていることから、給与負担の在り方について改めて整理し、市の条例や取決め書の内容について見直しを検討することが望まれる。

③（意見）市からの車両貸与について

【現状】

令和 4 年 3 月 18 日時点において、市は以下の車両を北九州市環境整備協会に対して、無償で貸し付けている。

No	車種	車両番号	使用の本拠
1	中型塵芥機械車	88 や 3930	東部事業所
2	中型塵芥機械車	800 は 15	東部事業所
3	中型塵芥機械車	88 や 3936	西部事業所
4	中型塵芥機械車	800 は 16	西部事業所
5	中型塵芥機械車	800 は 84	西部事業所
6	中型塵芥機械車	830 さ 750	西部事業所
7	中型塵芥機械車	830 す 753	西部事業所
8	小型塵芥機械車	800 さ 1595	西部事業所
9	中型塵芥機械車	800 は 151	東部事業所
10	軽ダンプ	41 さ 4647	東部事業所
11	中型塵芥機械車	830 さ 130	東部事業所
12	小型塵芥機械車	830 さ 305	東部事業所
13	小型塵芥機械車	830 さ 311	東部事業所

No	車種	車両番号	使用の本拠
14	中型塵芥機械車	830 さ 329	東部事業所
15	小型塵芥機械車	830 さ 131	東部事業所
16	小型塵芥機械車	830 た 117	東部事業所
17	小型塵芥機械車	830 セ 310	西部事業所
18	小型塵芥機械車	800 と 777	西部事業所
19	小型塵芥機械車	800 さ 1237	西部事業所
20	小型塵芥機械車	800 す 3868	西部事業所
21	小型塵芥機械車	800 は 912	西部事業所

※出所：塵芥機械車使用貸借契約書 別表（令和4年3月18日）

なお、自動車重量税や自動車損害賠償等の必要な経費は、北九州市環境整備協会の負担としている。

【意見】

市から北九州市環境整備協会に対して、車両を無償にて貸与している背景としては、以下が挙げられる。

- 従来、市が行っていたごみ収集業務について、外部に業務委託するようになった。そのため、市が所有していた車両が不要になったため、貸与している。
- 無償貸与とすることにより、業務委託の金額を減らすことができる。

この点について、市自らが当該車両を利用する見込みがないのであれば、北九州市環境整備協会等の外部に売却することが望ましい。そうすることによって、財源を確保することができるのと同時に、貸与車両を管理する手間も省くことも可能となる。

また、北九州市環境整備協会側においても、自ら車両を所有することにより、買い替え等に関する中長期的な計画を立てることができると考えられる。

④（意見）部門別損益について

【現状】

北九州市環境整備協会における過去2年間の部門別損益は以下のとおりである。

なお、令和元年度のみ、部門別損益を作成していない。

（単位：千円）

項目	廃棄物適正 処理事業	環境検査 分析事業	共通	法人会計	合計
令和2年度 当期一般正味財産増減額	22,954	△20,051	2	△467	2,438
令和3年度	21,067	△16,974	2	△1,555	2,539

当期一般正味財産増減額					
-------------	--	--	--	--	--

※出所：正味財産増減計算書内訳表

また、令和3年度において、各事業の収益（＝売上）に対する市からの受託事業が占める割合は以下のとおりである。

項目	廃棄物適正処理事業	環境検査分析事業
事業収益（A）	702,952 千円	110,389 千円
上記のうち、市の受託事業（B）	702,952 千円	27,066 千円
割合（B） / （A）	100.0%	24.5%

※出所：正味財産増減計算書内訳表、北九州市環境整備協会提供資料

廃棄物適正処理事業はすべて市からの受託事業であるのに対して、環境検査分析事業の売上先は、大半（令和3年度においては75.5%）が民間向けという状況である。

【意見】

過去2年間の数値を見る限り、廃棄物適正処理事業は黒字であるのに対して、環境検査分析事業は赤字が続いている。すなわち、環境検査分析事業の赤字を廃棄物適正処理事業で補填しているという状況である。

環境検査分析事業においては、民間事業者等との競争が激しいといった要因はあるが、そのような環境下でも、黒字になるように尽力（例えば、値上げ、業務の効率化、検査内容の取捨選択等）すべきであると言える。

この点について、北九州市環境整備協会の担当者にお伝えしたところ、理事会でも議論しており、令和4年度の環境検査分析事業の損益状況は改善する見込みとのことであった。

(15) 平成 14 年度北九州市包括外部監査の Follow

平成 14 年度包括外部監査の措置状況について、現状を確認したところ、以下のとおりであった。

論点	(当時における)措置	現状 (今回の調査結果)
ごみ処理手数料【施設課】		
<p>市と業者との現金受け渡し記録である「夜間受付業務報告書」については、現金受け渡しの重要な証拠書類となることから、訂正履歴が明確に分かるような、訂正不能な筆記用具での記載としておく必要がある。</p>	<p>平成 15 年 3 月 19 日付けで「夜間受付業務報告書」の様式を 3 工場（新門司工場/日明工場/皇后崎工場）で統一し、訂正不能な筆記用具等での記載とした。</p> <p>さらに、様式の変更およびその趣旨について関係者に周知徹底を行った。</p>	<p>令和 3 年度において、新門司工場において「現金管理表（従前の「夜間受付業務報告書」に相当するもの）」のファイル一式を検討した結果、全てボールペン書きになっていること及び訂正を行った箇所については二重線にて取り消しのうえ、担当者による押印がなされていることを確認した。</p> <p>また、担当者に対して状況確認を行ったところ、当該現金管理表の記載方法について周知徹底を図っているとの回答を得た。</p>
<p>業務開始時および終了時における市と業者との現金受け渡しにおいては、責任範囲を明確化する必要があるため、両者の確認印を押印できる様式にする必要がある。</p>	<p>平成 15 年 3 月 19 日付けで「夜間受付業務報告書」の様式を 3 工場（新門司工場/日明工場/皇后崎工場）で統一し、業務開始時および業務終了時における「現金引き渡しの確認印」欄を設定し、実施している。</p>	<p>令和 3 年度において、新門司工場において「現金管理表（従前の「夜間受付業務報告書」に相当するもの）」のファイル一式を検討した結果、業務開始時および終了時における「現金引き渡しの確認印」欄がある様式となっていることを確認した。</p> <p>また、ファイルのすべての「現金管理表」について、押印漏れがないことを確認した。</p>

論点	(当時における)措置	現状 (今回の調査結果)
国際協力事業【環境国際戦略課】		
<p>財団法人北九州国際技術協力協会(現 公益財団法人北九州国際技術協力協会)の北九州国際協力人材バンク運営業務委託契約について、特命随意契約が締結されていた。北九州市委託業務要綱第9条第5項においては、随意契約を締結する場合には、適正な事務処理を図るため、別に定める確認書に基づき、各契約主管課において事前確認を行う旨規定されているが、当該特定随意契約につき、事前確認表が作成されていなかった。</p>	<p>契約規則および委託業務要綱に基づいて適正に処理するよう、周知徹底を図った。</p> <p>また、平成14年度の随意契約による委託契約に関しては、すべて事前確認表を作成している。</p>	<p>環境国際戦略課における令和3年度分の随意契約についてはすべて事前確認表が作成されており、各契約主管課にて確認を実施したうえで随意契約に至っていることを確認した。</p> <p>また、担当者に対して状況確認を行ったところ、契約規則及び委託業務要綱に基づき適正に書類を作成することについて周知徹底を図っていると回答を得た。</p>
<p>事業者が補助金の交付を受ける場合は、北九州市補助金等交付規則第5条に基づき、補助事業の経費の配分、経費の使用方法等、当該補助事業の遂行に関する計画や金額およびその算出の基礎に関する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。財団法人地球環境戦略研究機関(現 公益財団法人地球環境戦略研究機関)北九州事務所に対する補助金について、平成14年3月の追加交付の際の申請額の内容につき、一部、計算根拠等に関する資料が十分に整備され</p>	<p>財団法人地球環境戦略研究機関(現 公益財団法人地球環境戦略研究機関)に対する指導を行うとともに、市においては、補助金交付決定の際には必要な資料が整備されていることを確認するように周知徹底を行った。</p> <p>また、平成13年度追加補助の計算根拠については財団法人地球環境戦略研究機関(現 公益財団法人地球環境戦略研究機関)に対し直ちに提出を求め、提出された計算根拠が妥当であることを確認した。</p>	<p>令和3年度における公益財団法人地球環境戦略研究機関に対する補助金業務について、計画策定時の経費見積明細にて各科目における計算根拠が適切に示され、内容につき不十分な点がなかったことを確認した。</p> <p>また、令和3年度の執行実績との比較においても、一部新型コロナウイルス感染症の影響で、旅費交通費の実績が減少している分、他の費目への配分が見られたものの、特定の費目に偏ったものではなく、通常の補助事業の活動範囲内であることを確認できた。</p>

論点	(当時における)措置	現状 (今回の調査結果)
ていない状況であった。		
市環境ミュージアムに関する事務の執行【環境学習課】		
<p>管理委託業務において、点検保守作業等が外部委託業者に再委託されているが、市と「財団法人北九州市環境整備協会」との委託契約上、原則として再委託は禁止されており、やむを得ない場合、予め市当局に対して通知することとなっている。</p> <p>そのため、再委託に関する市当局への連絡文書の提出を求めたが、平成14年度においては当該通知が行われておらず、文書がないとのことであった。契約書上に記載通りの事務を行う必要がある。</p>	<p>翌年度である平成15年度以降、北九州市契約規則および北九州市委託業務要綱に基づく書面による承認を行い、今後の適正処理について周知徹底を行った。</p>	<p>令和3年度において、北九州市環境ミュージアムの管理運営業務に関する基本協定書に基づき、2021年4月1日付で指定管理者からの「事業計画書」および「再委託業務一覧」が市に提出され、当該書類に基づき同一日付にて、市長より市の環境ミュージアム管理運営業務の再委託の承認がなされていることを確認できた。</p>
環境シンポジウム負担金について【環境局全般】		
<p>平成14年度における第11回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー・シンポジウムへの負担金について、一部の項目である謝金については消費税の対象となる恐れのある支出項目であるにも関わらず、消費税の負担後の金額にて主催者からの申請があった。</p> <p>負担金は、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を支出するものをいい、精</p>	<p>負担金等の申請については、北九州市補助金等交付規則に基づき、適正な審査・調査を行うよう、職員に周知徹底を図ったところであり、今後適正な事務執行に努めることとしている。</p> <p>また、当該負担金に係る消費税の取り扱いに関して、確定した決算書を提出させ、事業目的以外に負担金を使用されていないことなどを確認した。</p>	<p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、左記のようなシンポジウムが開催される機会は少なく、したがって多額な負担金等は発生していないが、比較的少額な負担金の発生であっても、年度の経費見積りでの段階での負担金の見積りにおいて消費税負担の観点から問題のある事項は発見されなかった。</p> <p>また、市の担当者に対して状況確認を行ったところ、負担金については北九州市補助金</p>

論点	(当時における)措置	現状 (今回の調査結果)
<p>算等が行われないものである。そのため、北九州市補助金等交付規則第 6 条においてはあらかじめ、交付対象の目的や内容、金額の算定等につき調査するものとされている。そのため、内容については調査を行い、適正な事務執行を行う必要がある。</p>		<p>等交付規則に基づき、適正な審査・調査を行うよう、引き続き職員に周知徹底を図っているとのことであった。</p>
<p>物品の管理【施設課】</p>		
<p>各工場において市が所管する物品については「管理台帳」にて管理がなされ、随時現物との照合が行われている状況であり、当該物品につきその用途に基づき効率的に使用がなされる観点からも、市において物品管理要領に常に関係帳簿との照合・検査がなされる旨規定されている。</p> <p>しかし、平成 10 年度における新工場設立の際における一部物品の除却が実施された影響で、平成 14 年度における皇后崎工場の管理台帳のうち、一部、現物との照合ができない物品が発見されていた。</p>	<p>皇后崎工場における事務所等および工場棟の設備台帳について実態調査中であり、平成 15 年 6 月末を目途に事務処理を完了する予定である。</p> <p>また、不要物品の処理についても、今後遺漏のないように処理する。</p>	<p>「(12) 循環社会推進部 工場(新門司工場、日明工場、皇后崎工場)ア. 工場一般管理(各工場共通)①(結果)備品の管理不備について」及び「(13) 環境センター(新門司環境センター、日明環境センター、皇后崎環境センター)ア. 事務所等維持管理事業 ①(結果)備品の管理不備について」参照。</p> <p>令和 3 年度における管理台帳と現物の照合においても、一部不備が発見されている。</p>

※出所：市のホームページに掲載されている平成 14 年度包括外部監査に関する「指摘事項措置状況報告書」を基に、監査人が加筆した。

各論点について概ね改善されていたが、「物品の管理」については引き続き改善を図る必要があると認められた。

以 上